

一般競争入札（地域限定型）事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、一般競争入札（地域限定型）実施要綱（平成19年庁達22号）（以下「要綱」という。）に規定する事項の具体的な事務の取扱いを定めるものとする。

（対象地域の選定）

第2条 要綱第2条第3項に規定する対象地域は原則、美唄市内とする。

（同種の公共工事）

第3条 要綱第3条第1項第5号及び同条第2項第5号に規定する「同種の公共工事」は、対象工事と同工種で、かつ別表1に定める施工実績額以上の公共工事（建築一式、電気、管、とび・土工・コンクリートを除く。）とする。

2 前項によるもののほか、対象工事の施工上必要と認める場合は、対象工事ごとに必要条件を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。